

2016(平成28)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

# 憲法

(90分, 総点100点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

## 注意

1. 問題冊子は, 表紙及び余白を含めて4ページで, 問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

〔設問〕

地方公務員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合には、地方公務員災害補償法（以下、「法」という。）に基づいて、遺族補償として、職員の遺族に対して、遺族補償年金が支給される。法によれば、遺族補償年金を受けることができる遺族は、「職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする」とされており、遺族補償年金を受けべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とされている。ただし、遺族が妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者である場合は、受給資格に年齢要件があり、遺族が夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）であれば、夫は55歳以上でないと遺族補償年金が支給されない。

すなわち、遺族が妻である場合には遺族補償年金の受給資格に年齢要件がないのに、遺族が夫である場合には遺族補償年金の受給資格に年齢要件がある。このことの合憲性について、論じなさい。

なお、解答にあたっては、以下の(1)～(3)を前提にしなさい。

- (1) 年齢要件は、遺族のうち、一般的に就労が困難であり、自活可能ではないと判断される者に遺族補償年金を支給するために、そのような者を類型化しようとしたものである。
- (2) 遺族が妻である場合に遺族補償年金の受給資格に年齢要件を設けなかった理由について、法が制定された当時（1967年）、夫が働き、妻が専業主婦である世帯を想定し、働き手である夫が死亡した場合に妻には就業が難しく、就業したとしても給与が低いなどの問題があるという実態があるので、妻については典型的に生計自立の能力のない者として年齢要件を設けなかったのだと説明された。
- (3) 遺族補償年金には、災害補償の制度の一環としての損害賠償という性格と、死亡した職員の被扶養者が喪失した被扶養利益の填補という社会保障的性格の両面がある。

以上

余白

余白